

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

香川県報



号外8

平成16年

3月31日(水曜日)

目次

規則

●香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則 (行政企画課)

規則

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第五十一号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表一健康福祉部の項中

香川県東讃保健福祉事務所	次	長	主管課長又は主管室長
香川県西讃保健福祉事務所	次	長	主管課長又は主管室長
香川県東讃保健福祉事務所	次	長	主管課長又は主管室長
香川県中讃保健福祉事務所	次	長	主管課長又は主管室長
香川県西讃保健福祉事務所	次	長	主管課長又は主管室長
香川県中讃保健福祉事務所	次	長	主管課長又は主管室長
香川県中讃保健福祉事務所	次	長	主管課長又は主管室長
香川県中讃保健福祉事務所	次	長	主管課長又は主管室長

香川県西讃保健福祉事務所	主管課長	生活福祉総務課長
香川県中讃保健福祉事務所	主管課長	地域福祉課長
香川県西讃保健福祉事務所	主管課長	生活福祉総務課長

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所	次	長	あらかじめ所長が指定する職員
香川県知的障害者相談所	次	長	あらかじめ所長が指定する職員
香川県精神保健福祉センター	指導課長	長	

香川県立斯道学園	次	長	
香川県立亀山学園	次	長	
香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所	次	長	あらかじめ所長が指定する職員
香川県立川部みどり園	次	長	主管課長
香川県知的障害者相談所	次	長	あらかじめ所長が指定する職員
香川県精神保健福祉センター	指導課長	長	
香川県立保健医療大学	教務及び図書館に関する事務については副学長、その他の事務については事務局長	長	教務については学生部長、図書館に関する事務については図書館長、その他の事務については事務局長

香川県立斯道学園	次	長	
----------	---	---	--

香 川 県 立 亀 山 学 園	次 長	主 管 課 長
香 川 県 立 川 部 み どり 園	次 長	主 管 課 長

削り、同表農政水産部の項中「事務部長」を「主管課長」に改め、同表土木部の項中

香 川 県 サ ン ボ ー ト 高 松 推 進 事 務 所	次 長	長
-------------------------------	-----	---

削る。

別表二一般関係事務の項備考の欄中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同表服務関係事務の項所長等専決事項の欄第四号中「別表三総務部行政企画課の表職員の服務等関係事務の項課長専決事項の欄1」を「別表三総務部人事・行革課の表職員の服務等関係事務の項課長専決事項の欄1」に改め、同項備考の欄第二号及び第三号中「希望の家等の厚生施設を利用する場合又は本年会員記念旅行補助制度」を「さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度」に改め、同表建設工事執行関係事務の項備考の欄第三号を次のように改める。

- 3 小豆総合事務所の監理課、保全課、建設課及び開発課の事務に関し所長を補佐する次長（以下「土木担当次長」という。）は、小豆総合事務所長に委任された1（1件3,000万円未満の工事に限る。）及び3から8までの事項を、常時、所長に代わつて決裁するものとする。この場合において、土木担当次長が不在のときは、主管課長がこれらの事項を、一時、土木担当次長に代わつて決裁することができる。

別表二財務関係事務の項所長等委任事項の欄第十八号中「未満」の次に「又は使用面積が10平方メートル未満」を加え、同項同欄第二十二号中「未満」の次に「又は貸付面積が10平方メートル未満」を加え、同項備考の欄二次の一号を加える。

- 3 土木担当次長は、小豆総合事務所長に委任された5の事項のうち、1件300万円未満の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、1件5,000万円未満の公有財産購入費並びに1件5,000万円未満の補償、補填及び賠償金に係るものを、常時、所長に代わつて決裁するものとする。この場合において、土木担当次長が不在のときは、主管課長が当該事項を、一時、土木担当次長に代わつて決裁することが

一 できる。

別表三小豆総合事務所（環境管理室）廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務の項

「法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律」	を	「法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律」	を	「法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律」	に改め、同項所長等委任事項の規則
		省…廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行			

欄第五号中「9条の2第1項」の次に「、9条の2の2第1項・2項」を加え、同項同欄二次の一号を加える。

- 12 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受け、及びその受理証を交付すること。（法15条の2の4、省12条の7の7第4項・5項）

別表三小豆総合事務所（環境管理室）廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務の項所長等専決事項の欄第六号中「4項」を「6項」に改め、同項同欄第九号中「全部若しくは一部の」を削り、「14条の3」の次に「、14条の3の2第1項・2項」を加え、同項同欄第十号中「15条の2の4第1項」を「15条の2の5第1項」に改め、同項同欄第十二号及び第十三号中「15条の2の4第3項」を「15条の2の5第3項」に改め、同項同欄第十四号中「法」の次に「15条の2の6、」を加え、同表小豆総合事務所（森林整備室）森林法関係事務の項所長等委任事項の欄第二号中「伐採」の次に「、折伐」を、「4項」の次に「、34条の3」を加え、同項同欄第三号中「間伐」を「折伐又は間伐」に、「44条」を「34条の3第2項、44条」に改め、同表小豆総合事務所（土地改良課）土地改良法関係事務の項所長等委任事項の欄二次の一号を加える。

- 19 団体営土地改良事業に係る専門技術者の委嘱を行うこと。

別表三小豆総合事務所（土地改良課）土地改良法関係事務の項の次に次のように加える。		
ため池の保全に関する条例関係事務	1	ため池の状況又はその変更の届出を受けること。（条4条1項）
ため池の保全に関する条例	2	ため池の埋立ての届出を受けること。（条4条2項）

	<p>3 ため池における禁止行為を許可すること。(条5条1項)</p> <p>4 ため池の管理状況の報告を徴し、又は当該職員に管理の状況の検査をさせること。(条6条)</p> <p>5 災害防止のための必要な措置をとるよう管理者に勧告すること。(条7条)</p> <p>6 管理者に対し、ため池の保全に関する技術的援助を行うこと。(条8条)</p>
--	--

別表三小豆総合事務所(土地改良課)海岸法関係事務の項中「事務を除く」を「事務に限る」に改め、「回項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる」を削り、「許可事項の変更にあつては、変更後の占用又は行為をいう。）」や「土石の採取を除く。）」を許可し、当該許可事項の変更」に改め、「アからオままでを削り、同項同欄第九号を削り、同項同欄第八号中「徴収し」の次に「、減免し」を、「一」の次に「、4」を加え、同号を同項同欄第九号とし、同項同欄中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画を承認し、又は当該承認に代わる国等からの協議に応ずること(施行面積が300平方メートル未満のものに限る。)(法13条)

別表三小豆総合事務所(土地改良課)海岸法関係事務の項所長等委任事項の欄第十号中「着手又は」を削り、同表小豆総合事務所(監理課)道路法関係事務の項所長等委任事項の欄第二十号中「又はこれを」を「減免し、又は」に、「一」を「一、2」3項に改め、同表小豆総合事務所(監理課)海岸法関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる」を削り、「許可事項の変更にあつては、変更後の占用又は行為をいう。）」や「土石の採取を除く。）」を許可し、当該許可事項の変更」に改め、「アからオままでを削り、同項同欄第四号中「13」を「13」に改め、同項同欄第九号中「徴収し」の次に「、減免し」を、「一」の次に「、4」を加え、同項同欄第十号を削り、同項同欄第十一号中「着手又は」を削り、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄中第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表小豆総合事務所(監理課)砂防法関係事務の項所長等委任事項の欄第三号中「おいて、次に掲げる」を「おける」に、「

又は」を「、又は当該」に改め、「ア及びイを削り、同項同欄第四号中「許可期間が1年以内の」を削り、「又は」を「又は当該」に改め、同項同欄第七号中「開始、」を削り、「10」を「10条1項・2項」に改め、「10」を「10」に改め、同項同欄第十一号中「(3、4及び5の許可に係るものに限る。）」を削り、同表小豆総合事務所(監理課)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

5 急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずること。(法10条1項・2項)

別表三小豆総合事務所(監理課)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄第六号中「急傾斜地崩壊防止工事又は」を「急傾斜地崩壊危険区域内の土地又は急傾斜地崩壊防止工事若しくは」に、「を検査する」を「に」し、当該職員に立入検査をさせる」に改め、同項同欄第十号を削り、同項同欄第十一号中「6」を「6」に改め、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第十二号を同項同欄第十一号とし、同表小豆総合事務所(監理課)港湾法関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる占用(許可事項の変更にあつては、変更後の占用をいう。))」を「占用を許可し、又は当該許可事項の変更」に改め、「アからウままでを削り、同項同欄第五号中「行い、又は施設の撤去等を命ずる」を「行う」に、「8及び10」を「及び6」に改め、同項同欄第七号及び第八号を削り、同項同欄第八号中「次に掲げる占用(許可事項の変更にあつては、変更後の占用をいう。))」を「占用を許可し、又は当該許可事項の変更」に改め、「次に掲げる」を削り、「4」を「4」に改め、「ア及びイを削り、同号を同項同欄第七号とし、同項同欄第十号を削り、第十一号を第八号とし、同項同欄第十二号中「8、9又は10」を「6及び7」に改め、同号を同項同欄第九号とし、同項同欄第十三号を同項同欄第十号とし、同項同欄第十四号中「又は8」を「及び6」に、「12」を「12」に改め、同号を同項同欄第十一号とし、同項同欄第十五号中「13」を「13」に改め、同号を同項同欄第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

13 港湾施設に物を放置した者等に対し、その撤出又は撤去を命ずること。(条②14条の2)

14 港湾施設を損傷した者等に対し、その港湾施設を原状に回復しよう指示すること。(条②15条1項・2項)

別表三小豆総合事務所(監理課) 港湾法関係事務の項所長等委任事項の欄第十六号を削り、同項同欄第十七号中「8」を「6」に改め、同号を同項同欄第十五号とし、同項同欄中第十八号を削り、第十九号を第十六号とし、第二十号を第十七号とし、第二十一号を第十八号とし、同項同欄第二十二号中「三項等」を「四項」に、「報告等」を「報告」に改め、同号を同項同欄第十九号とし、同表小豆総合事務所(監理課)一般海域管理条例関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる」を「占用若しくは」に、「国若しくは地方公共団体」を「国等」に改め、「アからウまでを削り、同項同欄第五号中「(1及び2の許可に係るものに限る。)」を削り、同項同欄第八号中「着手等」を「中止等」に改め、同表小豆総合事務所(監理課)屋外広告物条例関係事務の項所長等委任事項の欄中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 3 禁止区域における道標、案内図板等の広告物の表示等を許可すること。(条5条3項)

別表三小豆総合事務所(監理課) 住宅金融公庫法関係事務の項の次に次のように加える

備考
1 土木担当次長は、(監理課)一般関係事務の項所長等専決事項の欄1に定める事項を専決するものとする。この場合において、土木担当次長が不在のときは、主管課長が当該事項を、一時、土木担当次長に代わつて決裁することができる。

別表三文書館の項所長等専決事項の欄に次の一号を加える。

- 1 1 文書等の寄託を受けることを決定すること。
- 別表三林業事務所森林法関係事務の項所長等委任事項の欄第二号中「伐採」の次に「、採伐」を、「4項」の次に「、34条の3」を加え、同項同欄第三号中「間伐」を「採伐又は間伐」に、「44条」を「34条の3第2項、44条」に改め、同表林業事務所森林公園規則関係事務の項所長等委任事項の欄第二号中「募金等の行為」を「営業行為等」に、「5条1項2号・3号・2項」を「5条」に改め、同項同欄第三号中「(営業行為の許可を除く。)」を削り、同号を同項同欄第四号とし、同項同欄第二号の次に次の一号を加える。
- 1 3 森林公園の利用を禁止し、又は制限すること。(規7条)

別表三林業事務所森林公園規則関係事務の項所長等委任事項の欄に次の一号を加える。

- 5 森林公園への入園を拒否し、又は森林公園からの退去を命ずること。(規9条)

別表三保健福祉事務所(環境管理室) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務の項

「法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律」	を	「法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律」	に改め、	同項所長等委任事項の
中 「法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律」		省…廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則		

欄第五号中「9条の2第1項」の次に「、9条の2の2第1項・2項」を加え、同項同欄に次の一号を加える。

- 12 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受け、及びその受理証を交付すること。(法15条の2の4、省12条の7の7第4項・5項)

別表三保健福祉事務所(環境管理室) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務の項所長等専決事項の欄第六号中「4項」を「6項」に改め、同項同欄第九号中「全部若しくは一部の」を削り、「14条の3」の次に「、14条の3の2第1項・2項」を加え、同項同欄第十号中「15条の2の4第1項」を「15条の2の5第1項」に改め、同項同欄第十二号及び第十三号中「15条の2の4第3項」を「15条の2の5第3項」に改め、同項同欄第十

四号中「法」の次に「15条の2の6、」を加え、同表保健所医療法関係事務の項中

…医 療 法 …医療法施行令 …医療法施行規 則	を	「法…医 療 法」 政…医療法施行令	に改め、	同項所長等委任事項の欄中第十号及び第十二号を削り、
				第十号を第十三号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り

下げ、第五号の次に次の三号を加える。

6 病院又は診療所の診療用エックス線装置の設置等の届出を受けること。(法151条3項)

7 病院の医師の宿直の免除を許可すること。(法16条ただし書)

8 病院又は診療所の専属薬剤師の設置の免除を許可すること。(法18条ただし書)

別表三保健所介護保険法関係事務の項を削り、同表保健所化製場等に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を削り、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第二号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

6 化製場等の設置等の許可を取り消し、又は化製場等の設置者等に対し、当該施設の使用の制限若しくは禁止を命ずること。(法7条、8条、9条5項)

別表三保健所化製場等に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

2 化製場等の設置を許可すること。(法3条1項、8条)

3 化製場等の構造設備等の変更又はその経営の停止若しくは廃止の届出を受けること。(法3条2項、8条、規5条、6条)

別表三保健所大気汚染防止法関係事務の項から水道法関係事務の項まで及び備考の項並びに中讃福祉事務所の項を削り、同表子ども女性相談センター児童福祉法関係事務の項所長等委任事項の欄第二十一号中、「保健福祉事務所所長及び中讃福祉事務所所長」を「及び保健福祉事務所所長」に改め、同表子ども女性相談センター西部子ども相談センター児童福祉法関係事務の項所長等委任事項の欄第二十号中「西讃保健福祉事務所所長及び中讃福祉事務所所長」を「中讃保健福祉事務所所長及び西讃保健福祉事務所所長」に改め、同表身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所の項の次に次のように加える。

川部みどり園	社会福祉法関係事務 〔法…社会福祉法〕	1 川部みどり園の福祉サービスを利用するための契約を締結すること。(法77条)	
--------	------------------------	---	--

別表三精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

保健医療大 学	保健医療大学規則 関係事務 〔規…香川県立保健 医療大学規則〕	1 授業料を減免すること。 (規11条1項・2項) 2 授業料の分納を許可し、 又はその納付を猶予するこ と。(規12条1項)	
そ の 他	教育公務員特別法 関係事務 〔法…教育公務員特 例法〕	1 教員が教育に関する他の 職を兼ね、又は教育に関す る他の事業若しくは事務に 従事することを認めること。 (法17条1項) 2 教員の研修に要する施設、 研修を奨励するための方途 その他研修に関する計画を 樹立すること。(法21条2 項) 3 教員が現職のままを受け ることができる長期にわた る研修について定めること。 (法22条3項)	1 学長の県外旅 行を命じ、及び その復命を受け ること。 2 教員の調査研 究等を行うため の外国旅行を命 じ、及びその復 命を受けること。

4 学校の施設又は設備の使
用許可の期間を更新するこ

		<p>5 学校の施設又は設備の使用料を減免すること。</p> <p>6 保健医療大学における奨学を目的とする寄附金を受けけること。</p> <p>7 1件の評価額500万円未満の教育用物品又は図書の寄附又は贈与を受けること(負担付きの場合を除く。)</p> <p>8 教員用職員住宅の借入れを決定し、借入れの条件を変更し、又は借入契約を解除すること。</p>	
--	--	---	--

別表三医療短期大学看護教員修学資金貸付条例関係事務の項を削り、同表医療短期大学教育公務員特例法関係事務の項所長等委任事項の欄第三号を削り、同項同欄第二号中「20条3項」を「22条3項」に改め、同号を同項同欄第三号とし、同項同欄第一号中「19条2項」を「21条2項」に改め、同号を同項同欄第二号とし、同項同欄に第一号として次の一号を加える。

- 1 教員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することを認めること。(法17条1項)
- 別表三食肉衛生検査所食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄中第五号及び第六号を削り、第四号を第十五号とし、第三号を第十四号とし、第二号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 13 食肉販売業者から届出を受けること。(法17条1項4号)
- 別表三食肉衛生検査所食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄中第一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 11 確認規程の廃止の届出を受け、その認定の効力を失う日を定めること。(法16条8項)
- 別表三食肉衛生検査所食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係事務の項所

長等委任事項の欄に第一号から第九号までとして次の九号を加える。

- 1 食鳥処理の事業を許可すること。(法3条)
- 2 食鳥処理場の構造等の変更を許可すること。(法6条1項)
- 3 食鳥処理の事業の許可事項の変更の届出を受けること。(法6条3項)
- 4 食鳥処理業者の地位の承継の届出を受けること。(法7条2項)
- 5 食鳥処理の事業の許可を取り消し、若しくは停止を命じ、又は食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくは使用を禁止すること。(法8条、9条)
- 6 食鳥処理衛生管理者の設置又は変更の届出を受けること。(法12条6項)
- 7 食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。(法13条、16条6項)
- 8 食鳥処理場の廃止、休止又は再開の届出を受けること。(法14条)
- 9 確認規程又はその変更を認定すること。(法16条1項・2項)

別表三食肉衛生検査所食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄に次の一号を加える。

- 16 食鳥処理業者等から報告を徴し、又は当該職員に食鳥処理場等の立入検査をさせ、関係者に質問させ、若しくは食鳥とたい等を収去させること。(法37条1項、38条1項)

別表三川部などの園の項を削り、同表高等技術学校の項を次のように改める。

高等技術学校	訓練手当支給規則関係事務 (規…訓練手当支給規則)	その他	
		<ul style="list-style-type: none"> 1 生徒等の教育計画を策定し、及び実施すること。 2 職業転換訓練の実施に伴う委託契約を締結すること。 	

別表三畜産試験場飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律関係事務の項所長等専決事項の欄中第一号を第二号とし、同項同欄に第一号として次の一号を加える。

- 1 検定を行い、その結果を通知し、規格に適合している場合に規格適合表示を器具等に付すること。(法27条1項、条1条、規2条)
- 別表三土地改良事務所土地改良法関係事務の項所長等委任事項の欄に次の一号を加える
- 19 団体営土地改良事業に係る専門技術者の委嘱を行うこと。
- 別表三土地改良事務所土地改良法関係事務の項の次に次のように加える。

<p>ため池の保全に関する条例関係事務 〔条…ため池の保全に関する条例〕</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ため池の状況又はその変更の届出を受けること。(条4条1項) 2 ため池の理立ての届出を受けること。(条4条2項) 3 ため池における禁止行為を許可すること。(条5条1項) 4 ため池の管理状況の報告を徴し、又は当該職員に管理の状況の検査をさせること。(条6条) 5 災害防止のための必要な措置をとるよう管理者に勧告すること。(条7条) 6 管理者に対し、ため池の保全に関する技術的援助を行うこと。(条8条)
--	--

別表三土地改良事務所海岸法関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる」を削り、「許可事項の変更にあつては、変更後の占用又は行為をいう。）」を「土石の採取を除く。）」を許可し、当該許可事項の変更」に改め、アからオまでを削り、同項同欄第九号を削り、同項同欄第八号中「徴収し」の次に「、減免し」を、「1条」の次に「、4条」を加え、同号を同項同欄第九号とし、同項同欄中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 4 海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画を承認し、又は当該承認に代わる国等からの協議に応ずること(施行面積が300平方メートル未満のものに限る。)(法13条)

別表三土地改良事務所海岸法関係事務の項所長等委任事項の欄第十号中「着手又は」を削り、同表土木事務所道路法関係事務の項所長等委任事項の欄第二十号中「又はこれを」を「減免し、又は」に、「1条」を「1条、2条3項」に改め、同表土木事務所海岸法関

係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる」を削り、「許可事項の変更にあつては、変更後の占用又は行為をいう。）」を「土石の採取を除く。）」を許可し、当該許可事項の急処」に改め、アからオまでを削り、同項同欄第四号中「13条1項」を「13条」に改め、同項同欄第九号中「徴収し」の次に「、減免し」を、「1条」の次に「、4条」を加え、同項同欄第十号を削り、同項同欄第十一号中「着手又は」を削り、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄中第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表土木事務所砂防法関係事務の項所長等委任事項の欄第三号中「において、次に掲げる」を「おける」に、「、又は」を「、又は当該」に改め、ア及びビを削り、同項同欄第四号中「許可期間が1年以内の」を削り、「又は」を「又は当該」に改め、同項同欄第七号中「開始、」を削り、「10条1項・2項」を「10条」に改め、同項同欄第十一号中「(3、4及び5の許可に係るものに限る。))」を削り、同表土木事務所急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 1 急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずること。(法10条1項・2項)

別表三土木事務所急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄第六号中「急傾斜地崩壊防止工事又は」を「急傾斜地崩壊危険区域内の土地又は急傾斜地崩壊防止工事若しくは」に、「を」を削り、「を」を「に」に改め、当該職員に立入検査をさせる」に改め、同項同欄第十号を削り、同項同欄第十一号中「6条2項」を「6条」に改め、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第十二号を同項同欄第十一号とし、同表土木事務所港湾法関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる占用(許可事項の変更にあつては、変更後の占用をいう。))」を「占用を許可し、当該許可事項の変更」に改め、アからウまでを削り、同項同欄第五号中「行い、又は施設の撤去等を命ずる」を「行う」に、「、8又は10」を「及び6」に改め、同項同欄中第六号及び第七号を削り、同項同欄第八号中「次に掲げる占用(許可事項の変更にあつては、変更後の占用をいう。))」を「占用を許可し、又は当該許可事項の変更」に改め、「、規②5条」を削り、アからオまでを削り、同号を同項同欄第六号とし、同項同欄第九号中「次に掲げる」を削り、「4条1項」を「4条」に改め、ア及びビを削り、同号を同項同欄第七号とし、同項同欄中第十号を削り、第十一号を第八号とし、同項同欄第十二号中「8、9又は10」を「6及び7」

に改め、同号を同項同欄第九号とし、同項同欄第十三号を同項同欄第十号とし、同項同欄第十四号中「又は8」を「及び6」に、「12条」を「12条ただし書」に改め、同号を同項同欄第十一号とし、同項同欄第十五号中「13条」を「13条2項」に改め、同号を同項同欄第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 13 港湾施設に物を放置した者等に対し、その搬出又は撤去を命ずること。(条②14条の2)

- 14 港湾施設を損傷した者等に対し、その港湾施設を原状に回復するよう指示すること。(条②15条1項・2項)

別表三土木事務所港湾法関係事務の項所長等委任事項の欄第十六号を削り、同項同欄第十七号中「又は8」を「及び6」に改め、同号を同項同欄第十五号とし、同項同欄第十八号を削り、第十九号を第十六号とし、第二十号を第十七号とし、第二十一号を第十八号とし、同項同欄第二十二号中「市町長等」を「市町長」に、「報告等」を「報告」に改め、同号を同項同欄第十九号とし、同表土木事務所一般海域管理条例関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる」を「占用若しくは」に、「国若しくは地方公共団体」を「国等」に改め、「アからウまでを削り、同項同欄第五号中「(1及び2の許可に係るものに限る。)」を削り、同項同欄第八号中「着手等」を「中止等」に改め、同表土木事務所

「栗林公園、坂出緩衝緑地及び瀬戸大橋記念公園に係る事務を除く。」	を	「栗林公園、坂出緩衝緑地、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場及び瀬戸大橋記念公園に係る事務を除く。」
----------------------------------	---	--

同表土木事務所屋外広告物条例関係事務の項所長等委任事項の欄第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 3 禁止区域における道標、案内図板等の広告物の表示等を許可すること。(条5条3項)

別表三高松港管理事務所港湾法関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる占用(許可事項の変更にあつては、変更後の占用をいう。)」を「占用を許可し、当該許

可事項の変更」に改め、「アからウまでを削り、同項同欄第五号中「行い、又は施設の撤去等を命ずる」を「行う」に、「又は11」を「及び11」に改め、同項同欄第八号中「200トン」を「500トン」に、「船舶」を「船舶(旅客定期船を除く。)」に改め、同項同欄第九号中「次に掲げる占用(許可事項の変更にあつては、変更後の占用をいう。)」を「占用を許可し、又は当該許可事項の変更」に改め、「、規②5条」を削り、「アからウまでを削り、同項同欄第十号中「次に掲げる」を削り、「4条1項」を「4条」に改め、「及びイ」を削り、同項同欄第十五号中「又は9」を「及び9」に、「12条」を「12条ただし書」に改め、同項同欄第十六号中「13条」を「13条2項」に改め、同項同欄第十七号を次のように改める。

- 17 港湾施設に物を放置した者等に対し、その搬出又は撤去を命ずること。(条②14条の2)

別表三高松港管理事務所港湾法関係事務の項所長等委任事項の欄第十九号を削り、同項同欄第十八号中「又は」を「及び」に改め、同号を同項同欄第十九号とし、同項同欄第十七号の次に次の一号を加える。

- 18 港湾施設を損傷した者等に対し、その港湾施設を原状に回復するよう指示すること。(条②15条1項・2項)

別表三高松港管理事務所海岸法関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「次に掲げる」を削り、「許可事項の変更にあつては、変更後の占用又は行為をいう。)」を「土石の採取を除く。)」を許可し、当該許可事項の変更」に改め、「アからオまでを削り、同項同欄第四号中「13条1項」を「13条」に改め、同項同欄第九号中「徴収し」の次に「、減免し」を、「1条」の次に「、4条」を加え、同項同欄第十号を削り、同項同欄第十一号中「着手又は」を削り、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表サンポート高松推進事務所の項を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

